

資金決済に関する法律に基づく利用終了のご案内

広島果物商業協同組合発行のくだもの商品券について

平素は、ご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

平成22年2月28日まで販売しておりました広島果物商業協同組合発行のくだもの商品券の使用につきまして、平成23年7月31日をもって終了させていただきます。

広島果物商業協同組合発行のくだもの商品券の未使用券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご利用終了日までにご利用いただけない場合は、後日払戻し期間を設けますので、お申し出下さい。

払戻しの対象となるくだもの商品券について

表面に発行者が「広島果物商業協同組合」と記載されている額面500円のくだもの商品券

ご利用終了日 平成23年7月31日

ご利用終了後のお手続きについて

ご利用期間終了後については、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、くだもの商品券の「払戻し」を行います。

払戻しのお申し出期間及びお申し出方法、当組合からの払い戻し方法等、詳細につきましては、後日、新聞公告および当商品券取扱店の店頭でポスターによる掲示を行うことによりお知らせいたします。

*当組合以外で発行しているくだもの商品券については、従来どおりご利用いただけます。

お問い合わせ先

広島果物商業協同組合

〒733-0832 広島市西区草津港1丁目8番1号 広島中央卸売市場内

電話 082-279-2468

月～金 9時～15時 但し、祝祭日及び休市日は除きます。

ご利用終了・払い戻し対象 くだもの商品券



表面

この部分が「広島果物商業協同組合」と記してある商品券

くだもの商品券のご利用について

1. このくだもの商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
加盟店名は「取扱店名簿」をごらんください。
2. くだもの商品券は、期限なくいつでもご利用になれます。
3. くだもの商品券で現金とのお引きかえはいたしません。
4. くだもの商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当組合はその責任を負いかねます。
5. 発券店印のないもの、引換店名押印ずみのものは**ご利用できません。**

このくだもの商品券は、左記「くだもの好きな贈答」のマークのある東京・横浜・浜松・名古屋・京都・大阪・神戸・広島の加盟店でご利用になれます。

引換店印

発券店印

裏面